

特記仕様書（共通事項）

（令和5年6月 広島県）

第1章 総則

第1節 災害復旧工事に係る緩和措置

- 1 特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。
- 2 現場代理人（請負金額が4,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）未満の場合に限る。）が、第4節「現場代理人の兼務」1に掲げる条件（(4)の条件を除く。）を満たすときは、同節1の申請手続をすることなく、他の公共工事の現場における現場代理人又は主任技術者との兼務を認める。
- 3 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、配置技術者の継続配置が困難となった場合は、土木工事共通仕様書1-1-3-1 主任技術者及び監理技術者の変更「1. 技術者変更の事由」(1)の真にやむを得ない事由に該当するものとし、配置技術者の途中交代を認める。
- 4 請負代金額が3,500万円未満の災害復旧工事等（災害復旧工事及び災害に関連する維持修繕工事）については、原則、評定の対象外とする。ただし、請負代金額が500万円以上の工事で、契約後速やかに、当該工事の評定を希望する旨を記載した工事打合せ簿を提出した場合は、評定の対象とする。
なお、変更契約により3,500万円以上になった場合も、評定の対象としない。
- 5 請負代金額が3,500万円未満の工事については、中間検査を省略する。

第2節 中間検査

- 1 特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。
- 2 中間検査の実施は、工事の主要工程を考慮し、施工上の重要な変化点等で行うものとし、時期選定は、監督職員が行う。
- 3 原則として、請負代金額が1,000万円以上1億円未満の工事は、中間検査を1回実施し、1億円以上の工事は2回実施する。ただし、災害復旧工事等については、請負代金額が3,500万円以上の工事について、中間検査を1回実施する。

第3節 現場代理人の常駐義務の緩和

監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

- (1) 請負金額が4,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）未満
- (2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (3) 建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (5) 上記(2)、(3)、(4)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (6) その他、特に発注者が認めた期間

第4節 現場代理人の兼務

1 受注者は、前節(1)に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第1号に必要な書類を添付して、他の公共工事（道路維持修繕業務委託（路線委託）（以下「路線委託」という。）を含む。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

(1) 兼務する工事が公共工事であること

(2) 兼務する工事件数が本件工事を含め5件（災害復旧工事及び路線委託に係る件数を除く。）以内であること

(3) 兼務する工事箇所が全て同一の市町内（安芸郡4町については安芸郡内）であること。ただし、災害復旧工事は同一市町内でなくてよい。

(4) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること

(5) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

なお、(4)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

2 受注者は、前項に掲げるほか、工事箇所が15km程度（災害復旧工事を含む場合は25km程度）以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第1号に必要な書類を添付して、他の公共工事（路線委託は含まない。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

(1) 兼務する工事件数が本件工事を含め3件（災害復旧工事を含む場合は5件）以内であること。

(2) 兼務する工事箇所が全て同一の市町内（安芸郡4町については安芸郡内）であること。ただし、災害復旧工事を含む場合は同一市町内でなくてよい。

(3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること

(4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は様式第2号により、承認しない場合は様式第3号に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。

- 4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、様式第4号により、その承認を取消すものとする。
- (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

※ 様式については、「広島県の調達情報」に掲載している。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

第5節 情報共有システム

- 1 特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。
- 2 受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図ること。
- 3 広島県工事中情報共有システム使用する。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>

第6節 施工箇所が点在する工事の積算

- 1 特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。
- 2 施工箇所が点在する工事の適正な工事価格を算出するため、参考図書に示す工事箇所と施工箇所を基に次の算定方法とする。

・算定方法

(1) 工事原価

ア 直接工事費

施工数量及び施工規模等は工事箇所ごとに判断し、施工箇所ごとに直接工事費を算定する。

イ 間接工事費

(ア) 共通仮設費

a 共通仮設費の率分

対象額は工事箇所ごとに算定し、工種区分はその工事全体の主たるものを適用する。

b 共通仮設費の補正

工事箇所ごとに施工地域及び工事場所区分の補正を行う。

c 積上げ計算による部分

施工箇所ごとに必要な経費を積み上げる。

(イ) 現場管理費

a 現場管理費の算定

対象とする純工事費は工事箇所ごとに算定する。

b 現場管理費率の補正

工事箇所ごとに施工時期、工事期間、施工地域及び工事場所区分の補正行う。

(ウ) 中止期間中の現場維持等の費用

a 積上げ項目

施工箇所ごとに必要な経費を積み上げる。

b 率で計上する項目

対象額及び一時中止日数は施工箇所ごとに算定する。

(2) 一般管理費等

ア 一般管理費等の算定

対象とする工事原価は(1)の計による。

なお、処分費等が「共通仮設費対象額(P)＋準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合、率計算の対象については、工事箇所ごとに対象額を算出する。

第7節 工事現場の現場環境改善費

1 特記仕様書(個別事項)に明示した工事を対象とする。

2 現場環境改善等については、次の項目のうち5つの内容を実施する費用を見込んでいる。現場環境改善等の実施にあたっては、工事規模、地域の状況等を踏まえ工事現場に即した内容を原則5つ設定し、実施内容を施工計画書に記載するものとする。

項目	実施する内容の例
現場環境改善 (仮設備関係)	(1)用水・電力等の供給設備 (2)緑化・花壇 (3)ライトアップ施設 (4)見学路及び椅子の設置 (5)昇降設備の充実 (6)環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	(1)現場事務所の快適化(女子更衣室の設置を含む) (2)労働者宿舎の快適化 (3)デザインボックス(交通誘導警備員待機室) (4)現場休憩所の快適化 (5)健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	(1)工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) (2)盗難防止対策(警報機等) (3)避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	(1)完成予想図 (2)工法説明図 (3)工事工程表

	(4)デザイン工事看板(各工事 PR 看板含む) (5)見学会等の開催(イベント等の実施含む) (6)見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 (7)パンフレット・工法説明ビデオ (8)地域対策費(地域行事等の経費を含む) (9)社会貢献
--	---

- 3 工期設定に際しては、現場環境改善等の準備に必要な期間を考慮するものとする。
- 4 写真管理基準に基づき実施状況の写真を撮影すること。

第8節 概算数量発注方式による積算

1 詳細な設計が不要な工事

- (1) 特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。
- (2) 受注者は、受注後、契約図面に基づき現地を照査し、図面を作成し発注者に提出すること。
- (3) 受注者は、図面について監督職員の承認を受けた後、この図面に基づいて施工するものとする。
- (4) 設計図書の変更は、承認した図面を基に作成した契約図面で行うものとする。

2 詳細な設計が必要な工事

- (1) 特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。
- (2) 詳細設計資料（図面及び数量）は、契約後、速やかに受注者に通知する。

第9節 週休2日モデル工事

- 1 特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。
- 2 災害復旧工事である場合は、週休2日モデル工事である旨の看板の設置は求めないこととする。
- 3 休日取得計画表の様式は、「広島県の調達情報」の「様式集>建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。また、完成検査までに提出するアンケートは、「広島県の調達情報」の「入札・契約制度>入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

第10節 週休2日交替制モデル工事

- 1 特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。
- 2 災害復旧工事である場合は、週休2日モデル工事である旨の看板の設置は求めないこととする。
- 3 休日取得状況表の様式は、「広島県の調達情報」の「様式集>建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。また、完成検査までに提出するアンケートは、「広島県の調達情報」の「入札・契約制度>入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

第11節 快適トイレモデル工事

- 1 特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。
- 2 快適トイレチェックシートの様式は、「広島県の調達情報」の「様式集>建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。また、完成検査までに提出するアンケートは、「広島県の調達情報」の「入札・契約制度>入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

第12節 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- 1 特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。
- 2 工期（工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。
 なお、検査期間13日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
- 3 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日、あるいは、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温又は最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
- 4 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- 5 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。
- 6 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
- 7 積算方法は次のとおりとする。
 - (1) 補正方法
 - ア 受注者から提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、2%を上限とする。
 - イ 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期
 - ウ 補正値（%）＝真夏日率×1.2
 - (2) 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。
- 8 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。
- 9 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

第13節 1日未満で完了する作業の積算

受注者は、施工実施にあたり施工パッケージ型積算基準と乖離がある場合は、土木工事標準積算基準書（共通編）第I編総則第12章1日未満で完了する作業の積算の適用を発注者に請求できる。

適用にあたっては、受発注者間の協議において、作業内容が土木工事標準積算基準に該当すると認められる場合は、変更を行う。

第14節 建設工事の工期算定について

準備期間及び後片付け期間は、それぞれ次を見込んでいる。

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	日数	備考	日数	備考
河川工事	40		20	
河川・道路構造物工事	40	プレテン桁を含む	20	

海岸工事	40		20	
道路改良工事	40		20	
鋼橋架設工事	***	(注1)	20	
PC橋工事	70	支承製作を含む	20	
橋梁保全工事	60		20	
舗装工事(新設工事)	50		20	
舗装工事(修繕工事)	60		20	
共同溝等工事	80		20	
トンネル工事	80	トンネル仮設備(プラント等)設置期間は含まない	30	
砂防・地すべり等工事	40		20	
道路維持工事	50	通年維持工事は除く	20	通年維持工事は除く
河川維持工事	40	通年維持工事は除く	20	通年維持工事は除く
電線共同溝工事	90		20	
上記以外の工事	40		20	

(注1) 鋼橋架設工事については、次の橋梁形式、重量に応じた日数を見込んでいる。

橋梁形式	重量 (t)		
	W ≤ 500	500 < W ≤ 1250	1250 < W ≤ 2000
鈑桁等	112日 (照査 22.5日+材料手配 90日)	157日 (照査 45日+材料手配 112日)	202日 (照査 67日+材料手配 135日)

鈑桁等・・・(社)日本橋梁建設協会HPでは、「鈑桁(合理化桁含む)」「箱桁(鋼床版含む)」に分類されるが全て上記日数と同じ。

第15節 遠隔地からの労働者を確保する場合の積算方法

- 1 特記仕様書(個別事項)に明示した工事を対象とする。
- 2 「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。
 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費(宿泊費、借上げ費については労働者確保に係るものに限る。)
 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- 3 受注者は、遠隔地から労働者を確保する場合、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書を作成し、監督職員に提出する。
- 4 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は、実績報告書及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準書に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うも

のとする。

7 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。

8 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

実施計画書及び実績報告書は、「広島県の調達情報」に掲載している。「遠隔地からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について」の簡素化及び明確化について（令和2年2月17日付お知らせ）

第16節 地盤情報の取扱い

1 受注者は、地盤情報を一般財団法人国土地盤情報センターの検定を受けた上で、国土地盤情報データベースに登録すること。

2 受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、「電子納品運用ガイドライン【業務編】（広島県・平成30年8月）」に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに公開可否コードを記入した上で、検定の申込を行うこと。

3 検定に要する費用は、技術管理費に国土地盤情報データベース検定費として1本当たり2,000円を見込んでいる。ただし、主任技術者が国土地盤情報センターで定める技術士等の資格又は、ボーリング責任者が地質調査技士の資格を持っていなければ設計変更の対象とする。

4 受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDFファイル）を、「電子納品運用ガイドライン【業務編】（広島県・平成30年8月）」に規定されている格納フォルダBORING/OTHRに格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

第17節 理由書の取扱い

1 土木工事共通仕様書1-1-2-5 工事の下請負「6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書」については、提出を求めない。

2 土木工事共通仕様書1-1-3-4 主要資材の購入「3. 理由書」については、提出を求めない。

第2章 材料

第1節 ブロック積（空積）

1 特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。

2 壁体重量の確認は、当該工事で使用するコンクリートブロック及び中詰材と同じ組み合わせにより施工した実績がある場合は、「壁体重量検査実績報告書」により監督職員の承認を得て省略することができる。ただし、施工実績として認められるものは広島県土木建築局発注の工事に限る。

3 当該現場で使用するブロック積（空積）控50cmの調達に時間がかかる、又は困難な場合には速やかに監督職員に報告し、対応について協議すること。

第2節 遠隔地からの建設資材を調達する場合の積算方法

建設資材及び仮設材については、調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達をせざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票の写し等）を監

督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

「調達地域等」とは、建設資材にあつては、広島県土木工事設計資材単価表で示す地区、又は地区の指定がない場合は広島県内を言い、仮設材にあつては、土木工事標準積算基準書（広島県）第 X 編 参考資料 第 2 章 工事費の積算 1) 間接工事費 1)-1 共通仮設費 1 運搬費 (4) リース器材 の運搬で示す仮設材が所在すると推定される場所又は大手リース業者基地等をいう。

第 3 節 大型土のう

次のいずれかの要件に該当する場合は、袋体が破損する恐れがあるので「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアルで要求される性能（19 項目）を全て満たした製品を使用すること。

- (1) 容量 1m³ 当たりの中詰重量が 10kN を超える場合（20kN 未満）
- (2) 2 か月を超えて屋外で使用する場合（3 年未満）

第 4 節 平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧工事の二次製品利用

- 1 特記仕様書（個別事項）に明示した工事を対象とする。
- 2 コンクリート基礎工、小口止め工及び根固めブロック工において、次のいずれかに該当する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

- (1) 製作ヤード等の確保困難

当初計画していた製作ヤード等の確保、かつ代替地の確保が困難な場合。

- (2) 型枠のひっ迫

型枠使用予定数量に対して、貸出量が不足し、工事工程等に影響が見込まれることなどの理由から、二次製品の利用を行う場合。

- (3) 技能労働者の不足

工事契約後に、予定した技能労働者に対し、不足状況が見込まれ、工事工程等に影響が見込まれることなどの理由から、二次製品の利用を行う場合。

第 3 章 施工条件

第 1 節 堰堤等基礎の床掘

堰堤等基礎の床掘において、岩盤又は転石等により床付面の変更が発生する場合や、土質条件等により掘削法面が自立しない場合は監督職員と協議するものとし、必要と認められる費用について設計変更の対象とする。

第 2 節 残存型枠工

- 1 残存型枠工の残存型枠設置基礎部において、地盤の不陸等の現場条件により型枠設置に安定を確保することが困難な場合は、調整コンクリート等の要否について監督職員と協議するものとし、必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

- 2 残存型枠（構造物一体型）を使用する場合、土木工事共通仕様書の 8-1-8-9 残存型枠（外壁兼用型）工に求める要件に加え、次の点に留意し、監督職員の承諾を得ること。

なお、残存化粧型枠（構造物一体型）についても同様とする。

- (1) 使用する残存型枠（構造物一体型）は、砂防堰堤等の本体として必要な耐久性及び一体性が確保されていることが公的機関により証明されていること。

なお、堰堤の上流面に使用する場合は、土石流に対する耐衝撃性等を有することも公的機関により証明されていること。

- (2) 使用する残存型枠（構造物一体型）の単位体積質量及び圧縮強度は、本体コンクリートと同等以上であること。
- (3) 残存型枠（構造物一体型）の施工にあたっては、上記事項に加え、コンクリートを確実に充填し、一体性を図るように十分留意して施工すること。

第3節 架空線の防護管

工事区域上空の架空線の防護管に要する費用については、現在見込んでいない。ただし、架空線等事故防止対策簡易ゲートに要する費用については、安全費として共通仮設費率に含んでいる。

架空線に近接した工事の施工に当たって、架空線管理者又は防護管施工会社（以下、「架空線管理者等」という）との協議により、架空線管理者等から防護管に要する費用負担を求められた場合、工事打合せ簿により監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

設計変更の対象として認められる場合は、架空線管理者等からの見積書を提出すること。

なお、NTTケーブルの防護管においては、県管理の道路・河川区域内における防護管取付に係る費用をNTTの負担とし、受注者が支払うことは要しない。

第4節 砂防堰堤工事等におけるコンクリート打設

砂防堰堤工事等におけるコンクリート打設については、土木工事標準積算基準書（河川編・道路編）第Ⅲ編第3章砂防工に記載されている一般部コンクリート打設歩掛に示されたクレーン打設を想定しているが、クレーン打設と比較して工期短縮効果が認められる場合もしくは現場条件によりクレーン打設が困難な場合に限り、ポンプ車打設への変更について監督職員と事前に協議できるものとし、協議の結果、必要と認められる場合には設計変更の対象とする。

第4章 積算条件

第1節 週休2日モデル工事（発注者指定型）における積算方法

- 1 労務費の補正対象のうち、電気通信技術員及び港湾請負工事積算基準に係る標準賃金（船舶製作工を除く。）に記載の労務単価については、当初設計においては【4週8休以上（現場閉所率又は休日率28.5%（8日/28日）以上）】の補正係数を乗じず、変更契約時において、現場閉所実績に応じた補正係数を乗じた経費を計上する。
- 2 土木工事標準積算基準書を適用した工事の港湾工事市場単価（週休2日モデル工事等実施要領で補正係数を定めているものに限る。）については、当初設計においては【4週8休以上（現場閉所率又は休日率28.5%（8日/28日）以上）】の補正係数を乗じず、変更契約時において、現場閉所実績に応じた補正係数を乗じた経費を計上する。
- 3 港湾土木請負工事積算基準を適用した工事の土木工事市場単価（週休2日モデル工事等実施要領で補正係数を定めているものに限る。）については、当初設計においては【4週8休以上（現場閉所率又は休日率28.5%（8日/28日）以上）】の補正係数を乗じず、変更契約時において、現場閉所実績に応じた補正係数を乗じた経費を計上する。